



中山間地域農業直接支払事業中間年評価書

平成25年（2013年）3月

長野県農政部

目次

I	はじめに	
1	事業の目的と内容	1
2	中間年評価の意義と根拠	2
3	第3期対策の実施状況	3
II	中間年評価の概要	
	評価の流れ	5
III	交付金交付の評価	
1	集落協定に係る評価	8
(1)	集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況	9
(2)	耕作放棄の防止等の活動の実施状況	11
(3)	水路・農道等の管理活動の実施状況	13
(4)	多面的機能を増進する活動の実施状況	14
(5)	農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の進捗状況	16
ア	農用地等保全体制整備	18
イ	A要件	19
ウ	B要件	22
エ	C要件	23
(6)	加算措置の進捗状況	24
(7)	総合評価	26
2	個別協定に係る評価	29
3	総括	32
IV	事業の評価	
1	耕作放棄の発生防止	33
2	地域・集落の活性化	36
3	多面的機能の維持	40
4	その他（年齢構成の変動状況）	42
5	総括	43
V	今後の対応	45

I はじめに

1 事業の目的と内容

中山間地域農業直接支払事業は、耕作放棄地の増加等により農業・農村の有する水源かんよう機能、洪水防止機能等の多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、適切な農業生産活動等が継続されるよう農業生産条件の不利を補正するための支援として平成12年度に創設され第1期対策が始まった。

平成17年度からの第2期対策では、新たな対策として多面的機能の維持・増進を一層図るため、生産性の向上や集落営農化のための活動など、自律的かつ継続的な農業生産活動を促す仕組みに改善された。

平成22年度からの第3期対策では、第2期対策の基本的な枠組みを維持しつつ、協定集落の高齢化の進行等にも配慮したより取り組みやすい制度に改善され現在に至っている。

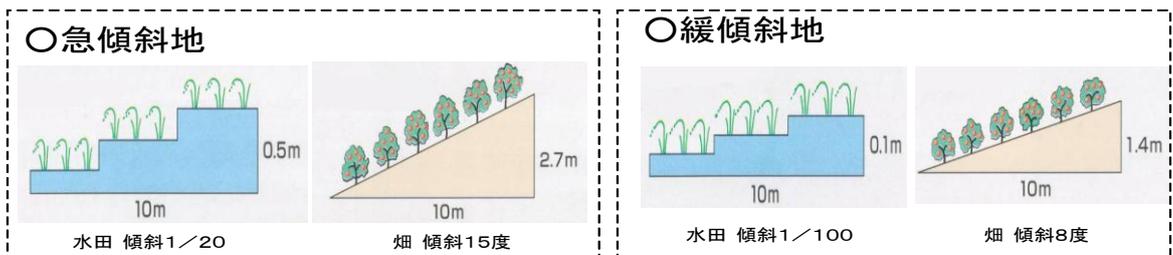
事業の概要

- + 対象となる地域
 地域振興8法の指定地域及び都道府県知事が指定する地域
- + 対象となる行為
 集落協定等に基づき、5年間以上継続して行われる農業生産活動等
- + 対象者
 上記対象行為を行う農業者等
- + 対象農用地の基準及び交付単価

次の基準を満たす、農振農用地区域内の1ha以上の面積を有する一団の農用地

区 分	対象農用地の基準			交付単価	
	急傾斜	緩傾斜	その他	急傾斜	緩傾斜
田	1/20以上	1/100以上1/20未満 (急傾斜農用地と連担する農用地)	自然条件により小区画・不整形な田	21,000	8,000
畑	15度以上 (27/100以上)	8度以上15度未満 (14/100以上27/100未満) (急傾斜農用地と連担する農用地)	/	11,500	3,500
草地				10,500	3,000
採草放牧地				1,000	300

【傾斜イメージ】



2 中間年評価の意義と根拠

中間年評価は、第2期対策から取り入れられた制度であり、国の中山間地域等直接支払交付金実施要領第13及び同実施要領の運用第17に基づき、集落・市町村・県・国の各段階において、集落協定等で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況について点検を行い、改善点及び課題を明確化し、次期対策に向けた検討に資することを目的とする。

【中山間地域等直接支払交付金実施要領】(抜粋)

第13 交付金交付の評価

1. 交付金の評価は、中間年評価及び最終評価とする。
2. 市町村長は集落等の取組状況の評価し、その結果を都道府県知事に報告することとする。
3. 都道府県知事は市町村長からの報告内容を、中立的な第三者機関において検討し、評価するとともに、その結果を地方農政局長（北海道にあっては直接、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由して農村振興局長に報告することとする。
4. 農村振興局長は都道府県知事の報告を受け、中立的な第三者機関において交付金に係る効果等を検討し、評価するとともに、中山間地域農業をめぐる諸情勢の変化、協定による目標達成に向けての取組を反映した農用地の維持・管理の全体的な実施状況等を踏まえ、5年後に制度全体の見直しを行う。ただし、必要があれば、3年後に所要の見直しを行う。

【中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用】(抜粋)

第17 交付金交付の評価

1. 実施要領第13の1の「交付金の評価」は、以下のとおり実施する。
 - (1) 中間年評価は、市町村が行う平成24年度の実施状況の確認に併せて行い、平成25年6月末までに実施する。
 - (2) 最終評価は、平成26年8月末までに実施する。
2. 評価は、集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項、集落マスタープランに定めた取り組むべき事項等の達成状況及び自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況等について行う。
3. 市町村は、中間年評価において、集落協定又は個別協定で規定した取組が不十分（自然災害等による不可抗力の場合を除く。）な集落に対しては、取組の改善に向けた適切な指導・助言を行うものとし、改善が見込めない協定にあっては、第9の1の(3)、(4)、(6)及び(7)の措置を講ずるものとする。

【第9の1の(3)、(4)、(6)、(7)の内容】

区分	状 況	措 置
1の(3)	集落マスタープランに定めた取組が適切に実施されずかつ、市町村長が当該取組について、改善が見込まれないと判断した場合	次年度以降交付停止
1の(4)	中間年評価の結果、集落協定にあっては「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」が、個別協定にあっては「農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項」が適切に実行されず、かつ、市町村長が平成26年度までに実施されることが困難と判断した場合	交付金額に0.2を乗じた額を遡及返還
1の(6)	土地利用調整加算について、集落協定に定められた目標が、平成26年度までに達成されなかった(見込めない場合を含む)場合	加算額を遡及返還
1の(7)	法人設立加算について、集落協定に定められた目標が、平成26年度までに達成されなかった(見込めない場合を含む)場合	

3 第3期対策の実施状況

(1) 実施市町村数

実施市町村数は、72市町村。残りの5町村については、対象農用地がないことや財政的理由により未実施である。

年 度	市町村数	対象市町村数	基本方針策定市町村数	実施市町村数
H22(a)	77	73	72	72
H23	77	73	72	72
H24(b)	77	73	72	72
増減(b-a)	0	0	0	0

(未実施市町村：川上村、軽井沢町、王滝村、朝日村、小布施町)

(2) 協定数

集落協定と個別協定を合計した協定数は、第3期対策初年度の平成22年度と比較すると13協定増加している。

年 度	協定数	協定数		
		基礎活動	一般加算活動	特別加算活動
H22(a)	(17) 1,146	(1) 589	(16) 550	(0) 7
H23	(17) 1,159	(1) 592	(16) 555	(0) 12
H24(b)	(16) 1,159	(1) 587	(15) 557	(0) 15
増減(b-a)	(Δ1) 13	(0) Δ2	(Δ1) 7	(0) 8

注：（ ）内は個別協定の内数

(3) 交付面積

交付面積の推移

交付面積は、平成22年度と比較し約52ha増加している。（単位：ha）

年 度	耕地面積	対象農用地面積	交付面積	交付面積		
				うち基礎単価	うち体制整備単価	うち加算単価
H22(a)	107,571	12,344	9,838	3,195	6,534	109
H23	107,343	12,350	9,909	3,181	6,558	170
H24(b)	107,282	12,399	9,890	3,165	6,524	201
増減(b-a)	Δ289	55	52	Δ30	Δ10	92

※耕地面積は「耕地面積調査（国公表）」より抜粋。

地目別・交付基準別面積の推移

(単位：ha)

年 度	田	畑	草 地	採草放牧地	合 計
H22(a)	8,981	375	1	481	9,838
急傾斜	8,042	185	1	411	8,639
緩傾斜	939	190	0	70	1,199
H23	9,043	385	1	480	9,909
急傾斜	8,100	191	1	411	8,703
緩傾斜	943	194	0	69	1,206
H24(b)	9,082	387	1	420	9,890
急傾斜	8,135	191	1	352	8,679
緩傾斜	947	196	0	68	1,211
増減(b-a)	101	12	0	△61	52
急傾斜	93	6	0	△59	40
緩傾斜	8	6	0	△2	12

(5) 交付金額

交付金総額

交付金総額は、平成22年度と比較すると21,675千円増加しており、第3期対策開始から3年間で交付した交付金額は、5,052,170千円となる見込みである。

(単位：千円)

年 度	交付金総額	うち個人配分	うち共同配分
H22(a)	(5,872) 1,672,170	(5,872) 686,123	(0) 986,047
H23	(6,026) 1,686,155	(6,026) 693,773	(0) 992,382
H24(b)	(5,547) 1,693,845	(5,547) 716,956	(0) 976,889
増減(b-a)	(△325) 21,675	(△325) 30,833	(0) △9,158

注：()内は個別協定で内数。またH24は見込み値

H24 交付金の概要

1 協定当たり			1人当たり交付金額 (千円)
参加者数(人)	交付面積(ha)	交付金額(千円)	
24.6	8.5	1,461	59.4

Ⅱ 中間年評価の概要

1 評価の流れ

(1) 自己評価

集落段階においては、中間年評価時（平成24年度）までの実施状況及び第3期対策最終年度（平成26年度）の目標の実施見込みについて取組ごとに自己評価（○△×）を行い、自己評価票を市町村へ提出する。

（1, 159協定が対象）

自己評価の狙い

- ✚ 自己点検により、現在の取組状況を整理し、集落マスタープランに定める集落の目指す将来像や第3期対策で立てた目標の達成状況を把握する。
- ✚ 上記を踏まえ、協定集落における現状及び改善点を明確にし、自分たちの集落が今後何をすべきかを再度話し合う機会とする。

(2) 市町村評価

上記自己評価票の提出を受け市町村段階では、協定集落等に対し直接指導・助言を行う立場から、取組毎の評価（◎○△×）及び集落等の総合評価（優・良・可・不可）を行う。その上で管内の評価結果等を踏まえ市町村中間年評価書を作成し県へ提出する。（72市町村が対象）

市町村評価の狙い

- ✚ 課題のある協定集落を明確にし指導・助言を行うとともに、市町村下における制度の成果と課題を明確化する。
- ✚ また、協定集落の取組状況を通じ市町村自身の今までの指導方針等を再度見つめ直す機会とする。

※市町村評価の手順

① 取組毎の評価			評価	② 総合評価
取り組むべき事項	主な内容	評価		各取組の評価結果を踏まえ 加点法により 総合評価 (優・良・可・不可)
集落マスタープランの実践状況	5年間の具体的活動計画の実践	取組毎に ◎ ○ △ × で 評 価	→	
農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況	耕作放棄の防止等の活動			
	水路・農道等の管理活動 多面的機能を増進する活動			
農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の進捗状況	農用地等保全マップの作成・実践 A、B、C要件			
加算措置の進捗状況	規模拡大、土地利用調整、小規模・高齢化集落支援、法人設立			

(3) 県評価

県段階では、市町村中間年評価書を踏まえ、広域的な観点から県中間年評価書を作成し国へ提出する。

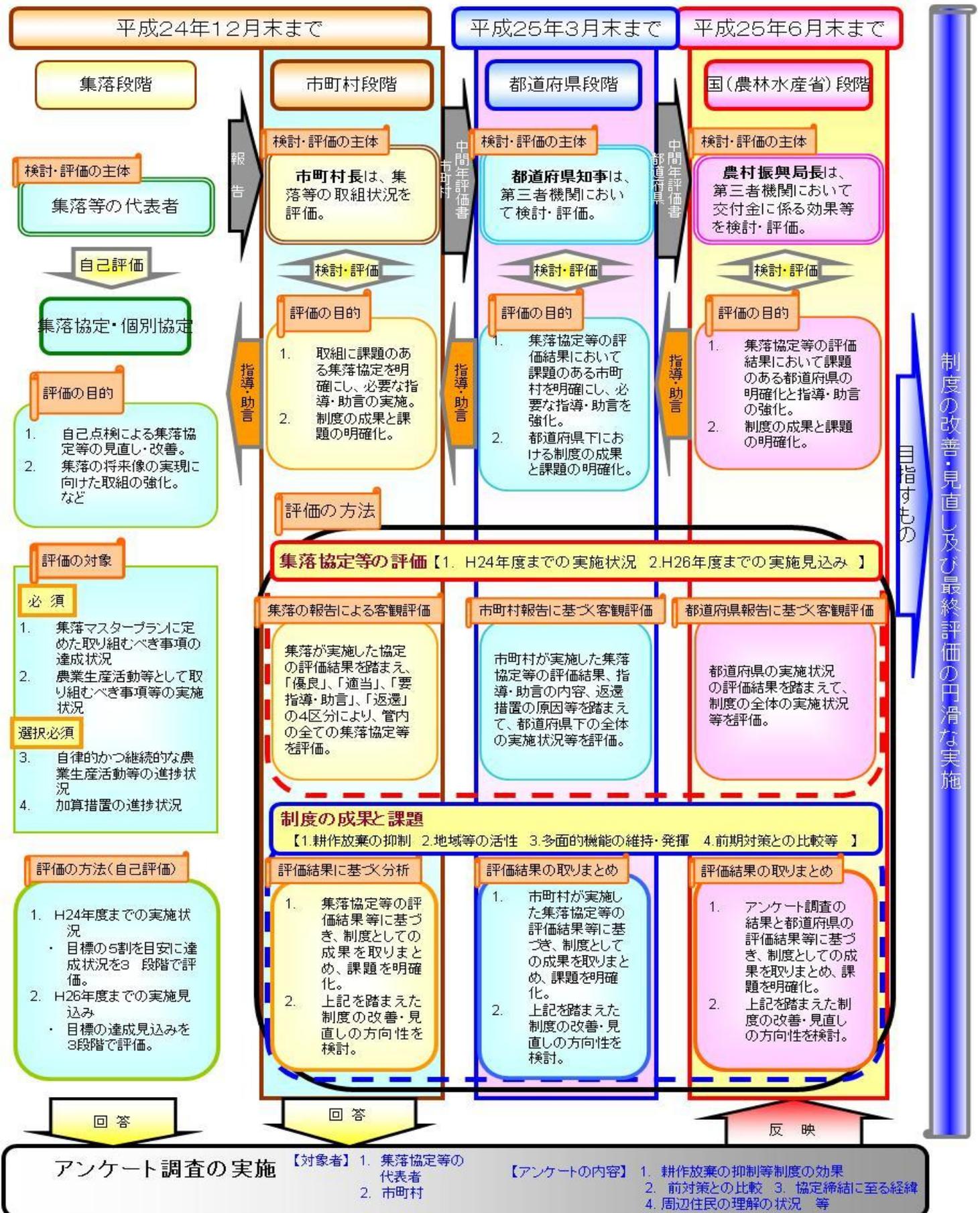
また、中間年評価に併せ本事業の課題や成果等をより詳細に把握するため集落及び市町村に対しアンケート調査※を実施する。

※72市町村及び1,143協定（個別協定を除く）が対象

県評価の狙い

- ✚ 集落等の評価結果を踏まえ、課題のある市町村を明確にし、指導・助言を行う。
- ✚ 県下における事業の成果と課題の明確化をする。

中山間地域等直接支払制度の中間年評価の全体像



制度の改善・見直し及び最終評価の円滑な実施

Ⅲ 交付金交付の評価

1 集落協定に係る評価

平成24年度現在で集落協定を締結している1,143協定について活動項目別に評価を行った。

活動項目	区分	実施時期	備考
集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	必須	毎年実施	基礎活動
農業生産活動等として取り組むべき事項 ・耕作放棄の防止等の活動 ・水路・農道等の管理活動 ・多面的機能を増進する活動	必須	毎年実施	
農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項 ・農用地等保全体制整備 ・A要件又はB要件又はC要件	選択	平成26年度までに実施	一般加算活動
加算措置	選択	毎年実施	特別加算活動
・規模拡大加算 ・土地利用調整加算 ・小規模・高齢化集落支援加算 ・法人設立加算		平成26年度までに実施	

注：備考欄は、本県における呼称を記載

注：小規模・高齢化集落支援加算は、中間年評価対象外

(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況

集落マスタープランは、第2期対策から作成が義務付けられ、集落の実情を踏まえ10～15年後の目指すべき将来像を明確化し規定したものであり、具体的には、協定書に集落の目指すべき将来像及びそれを実現するための目標、5年間の活動計画を定め活動を行うこと(通知基準)が必要である。

【集落の評価】

①平成24年度までの実施状況

集落マスタープランに基づき各活動の達成状況を評価したところ、97.4%の協定集落で確実に実施されていた。残りの2.6%の協定集落でも一部活動に遅れがあるが着実に活動が実施されており、活動が実施されていない集落はなかった。

区 分		協定数	割合(%)
○	活動が確実に実施されている	1,113	97.4
△	活動の一部に遅れ等はあるが着実に実施されている	30	2.6
×	実施されていない	0	0

②平成26年度までの実施見込み

98.9%の協定集落で目標が達成される見込みであり、平成24年度までの実施状況と比較すると1.5ポイント増加している。また活動実施の見込みがない協定集落はなかった。

区 分		協定数	割合(%)
○	今後の活動実施が見込まれる	1,130	98.9
△	今後の活動実施に課題がある	13	1.1
×	今後も活動実施される見込みがない	0	0

【市町村の評価】

98.8%の協定集落で実施(目標の達成)が見込まれており、そのうち2.2%では確実な実施(目標以上の達成)が見込まれる。残りの1.2%の協定集落については、市町村からの指導・助言が必要な状況であり、その内訳は下記内容であった。

区 分		協定数	割合(%)
◎	確実な実施(目標以上の達成)が見込まれる【優良】	25	2.2
○	着実な実施(目標の達成)が見込まれる【適当】	1,104	96.6
△	市町村の指導・助言により目標の達成が見込まれる【要指導助言】	14	1.2
×	目標の達成が困難と見込まれる【交付停止・返還】	0	0

【指導・助言の内訳（複数回答）】

（対象：14集落協定）

区 分	協定数	割合(%)
話し合い活動の充実	9	64.3
市町村・JA等との連携強化	2	14.3
地域外者等との連携強化	1	7.1
活動内容の再検討（活動項目、目標）	6	42.9
共同取組活動の充実	6	42.9

(2) 耕作放棄の防止等の活動の実施状況

耕作放棄の防止等の活動については、次の取組項目から1項目以上を選択し行うこと（通知基準）とされている。

協定集落によっては、積極的に複数の取組項目を選択していることもあるが、その様な協定集落については最低1項目の活動を実施する必要がある。

取 組 項 目	
① 賃借権設定・農作業の委託	⑦ 限界的農地の林地化
② 既耕作放棄地の復旧	⑧ 簡易な基盤整備
③ 既耕作放棄地の林地化	⑨ 土地改良事業
④ 既耕作放棄地の保全管理	⑩ 自然災害を受けている農用地の復旧
⑤ 農地の法面管理	⑪ 地目変換
⑥ 農用地への柵、ネット等の設置	⑫ その他

【集落の評価】

①平成24年度までの実施状況

集落協定に定められた1,978の取組について評価したところ、94.4%の取組が確実に実施されていた。また、5.4%の取組で一部の活動に遅れが見られるが、着実に活動が実施されてる。

なお、残りの0.2%については、取組が実施されていなかったが、これについては複数項目を選択している協定集落のものであり、通知基準である1項目以上の活動を実施していない協定集落はなかった。

区 分		取組数	割合(%)
○	活動が確実に実施されている	1,867	94.4
△	活動の一部に遅れ等はあるが着実に実施されている	107	5.4
×	実施されていない	4	0.2

②平成26年度までの実施見込み

97.9%の取組が確実に実施される見込みであり、平成24年度までの実施状況と比較すると3.5ポイント増加している。

区 分		取組数	割合(%)
○	今後の活動実施が見込まれる	1,937	97.9
△	今後の活動実施に課題がある	41	2.1
×	今後も活動実施される見込みがない	0	0

【市町村の評価】

98.5%の協定集落で今後も実施が見込まれており、そのうち38集落（3.3%）では確実な実施（目標以上の達成）が見込まれる。残りの1.5%の協定集落については、市町村からの指導・助言が必要な状況であり、その内訳は下記内容であった。

区 分		協定数	割合(%)
◎	今後も確実な実施が見込まれる【優良】	38	3.3
○	活動等の一部に遅れ等はあるが、今後も着実な実施が見込まれる【適当】	1,088	95.2
△	市町村の指導・助言により着実な実施が見込まれる【要指導・助言】	17	1.5
×	今後も実施困難と見込まれる【交付停止・返還】	0	0

【指導・助言の内訳（複数回答）】

（対象：17集落協定）

区 分	協定数	割合(%)
話し合い活動の充実	10	58.8
市町村・JA等との連携強化	5	29.4
活動内容の再検討（活動項目）	7	41.2
組織的な営農活動の導入	1	5.9
共同取組活動の充実	7	41.2

(3)水路・農道等の管理活動の実施状況

水路、農道等の管理活動については、水路の清掃、草刈り、農道の簡易補修等の取組を行うこと（通知基準）とされている。

【集落の評価】

①平成24年度までの実施状況

集落協定に定められた2,265の取組について評価したところ、98.6%の取組が確実に実施されていた。

区 分		取組数	割合(%)
○	活動が確実に実施されている	2,234	98.6
△	活動の一部に遅れ等はあるが着実に実施されている	31	1.4
×	実施されていない	0	0

②平成26年度までの実施見込み

ほぼ全ての協定集落において、今後も確実な活動実施が見込まれる。

区 分		取組数	割合(%)
○	今後の活動実施が見込まれる	2,262	99.9
△	今後の活動実施に課題がある	3	0.1
×	今後も活動実施される見込みがない	0	0

【市町村の評価】

99.6%の協定集落で今後も着実な実施が見込まれており、そのうち93集落（8.1%）では確実な実施（目標以上の達成）が見込まれる。残りの0.4%の協定集落については、市町村からの指導・助言が必要な状況であり、その内訳は下記内容であった。

区 分		協定数	割合(%)
◎	今後も確実な実施が見込まれる【優良】	93	8.1
○	活動等の一部に遅れ等はあるが、今後も着実な実施が見込まれる【適当】	1,046	91.5
△	市町村の指導・助言により着実な実施が見込まれる【要指導・助言】	4	0.4
×	今後も実施困難と見込まれる【交付停止・返還】	0	0

【指導・助言の内訳（複数回答）】

（対象：4集落協定）

区 分	協定数	割合(%)
話し合い活動の充実	2	50.0
共同取組活動の充実	1	25.0
その他	1	25.0

(4) 多面的機能を増進する活動の実施状況

多面的機能を増進する活動については、次の取組項目から1項目以上を選択し行うこと（通知基準）とされている。

協定集落によっては、積極的に複数の取組を選択しているところもあるが、その様な集落については最低1項目の活動を実施する必要がある。

取 組 項 目	
① 周辺林地の下草刈	⑨ 粗放的畜産
② 土壌流亡に配慮した営農	⑩ 堆きゅう肥の施肥
③ 棚田オーナー制度	⑪ 拮抗作物の利用
④ 市民農園等の開設・運営	⑫ 合鴨・鯉の利用
⑤ 体験民宿（グリーンツーリズム）	⑬ 輪作の徹底
⑥ 景観作物の作付け	⑭ 緑肥作物の作付け
⑦ 魚類・昆虫類の保護	⑮ その他活動
⑧ 鳥類の餌場の確保	

【集落の評価】

①平成24年度までの実施状況

集落協定に定められた1,528の取組項目について評価したところ、93.0%の取組が確実に実施されていた。また、6.8%の取組で一部活動に遅れが見られたが着実に活動が実施されており、活動が実施されていない協定集落はなかった。

なお、0.2%の取組で実施されていないものがあったが、これは複数項目を選択している協定集落であり、通知基準である1項目以上の活動が実施されていない協定集落はなかった。

区 分		取組数	割合(%)
○	活動が確実に実施されている	1,421	93.0
△	活動の一部に遅れ等はあるが着実に実施されている	104	6.8
×	実施されていない	3	0.2

②平成26年度までの実施見込み

97.6%の取組が確実に実施される見込みであり、平成24年度までの実施状況に比較して4.6ポイント増加している。

また、0.1%の取組が実施される見込みがないが、複数項目を選択している協定集落であり、活動が実施される見込みがない協定集落はなかった。

区 分		取組数	割合(%)
○	今後の活動実施が見込まれる	1,491	97.6
△	今後の活動実施に課題がある	35	2.3
×	今後も活動実施される見込みがない	2	0.1

【市町村の評価】

98. 7%の協定集落で今後も実施が見込まれており、そのうち34集落（3.0%）では確実な実施（目標以上の達成）が見込まれる。残りの1.3%の協定集落については、市町村からの指導・助言が必要な状況であり、その内訳は下記内容であった。

区 分		協定数	割合(%)
◎	今後も確実な実施が見込まれる【優良】	34	3.0
○	活動等の一部に遅れ等はあるが、今後も着実な実施が見込まれる【適当】	1,094	95.7
△	市町村の指導・助言により着実な実施が見込まれる【要指導・助言】	15	1.3
×	今後も実施困難と見込まれる【交付停止・返還】	0	0

【指導・助言の内訳（複数回答）】

（対象：15集落協定）

区 分	協定数	割合(%)
話し合い活動の充実	13	86.7
市町村・JA等との連携強化	3	20.0
活動内容の再検討（活動項目）	2	13.3
組織的な営農活動の導入	1	6.7
共同取組活動の充実	4	26.7

(5) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の進捗状況

農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項については、農用地等保全マップの作成、実践を行う農用地等保全体制整備に加え、地域の実情に即し農業生産活動等の体制整備を図るためA～C要件を選択し達成する必要性があり、県内555協定（48.6%）で実施している。

【農用地等保全体制整備（必須）】

取 組 項 目
① 農地法面、水路・農道等補修・改良
② 既耕作放棄地復旧又は林地化
③ 農作業の共同化又は受委託等
④ 自己施工の箇所、整備内容、受益農地
⑤ 農地の保全活動を行う担い手、活動内容、活動農用地
⑥ その他将来に向けた適正な農用地保全に必要な事項

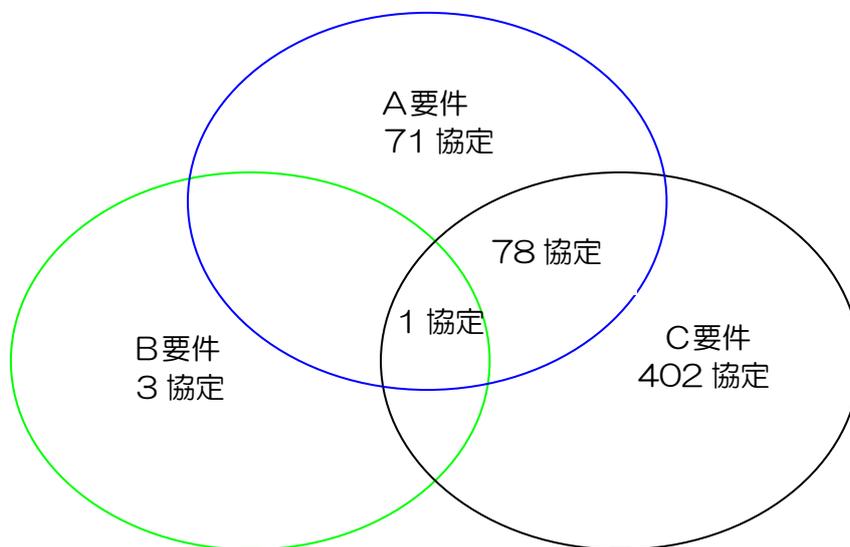
【A～C要件（1つ選択）】

A要件又はB要件 又はC要件から1 つ以上選択	A 要 件	① 協定農用地の拡大 ② 機械・農作業の共同化 ③ 高付加価値型農業の実践 ④ 地場産農産物等の加工・販売 ⑤ 農業生産条件の強化 ⑥ 新規就農者の確保 ⑦ 認定農業者の育成 ⑧ 多様な担い手の確保 ⑨ 担い手への農地集積 ⑩ 担い手への農作業の委託 →上記要件のうち2つ以上を選択
	B 要 件	① 集落を基礎とした営農組織の育成 ② 担い手集積化 →上記要件から1つを選択
	C 要 件	集団的かつ持続可能な体制整備

※積極的に複数要件を選択している協定集落については、平成26年度までに1要件のみ目標達成をすればよい。

体制整備への取組状況

対象：555 協定



複数要件選択協定については、最低1要件の目標達成が必要

ア 農用地等保全体制整備

農用地等保全体制整備については、体制整備に向けた取組の活動範囲、面積等を示した図面を作成し、活動を実践すること（通知基準）とされており、県内では555協定（48.6%）で実施されている。

【集落の評価】

①平成24年度までの実施状況

集落協定に定められた710の取組について評価したところ、90.3%の取組で目標の5割以上を達成しており、活動が実施されていない取組はなかった。

区 分		取組数	割合(%)
○	目標の5割以上を達成している	641	90.3
△	目標の5割を達成していない	69	9.7
×	実施されていない	0	0

②平成26年度までの実施見込み

98.6%の取組で目標が達成される見込みである。1.4%の取組は、目標達成に課題があるが、達成困難な取組はなかった。

区 分		取組数	割合(%)
○	目標の達成が見込まれる	700	98.6
△	目標の達成に課題がある	10	1.4
×	目標の達成が困難である	0	0

【市町村の評価】

98.5%の協定集落で目標の達成が見込まれており、そのうち9集落（1.6%）では目標以上の達成が見込まれる。残りの1.5%の協定集落については、市町村からの指導・助言が必要な状況であり、その内訳は下記内容であった。

区 分		協定数	割合(%)
◎	目標以上かつ通知基準を大幅に超える達成が見込まれる【優良】	9	1.6
○	通知基準以上の目標達成が見込まれる【適当】	538	96.9
△	市町村の指導・助言により通知基準以上の目標達成が見込まれる【要指導・助言】	8	1.5
×	通知基準以上の目標達成が困難と見込まれる【返還】	0	0

【指導・助言の内訳（複数回答）】

（対象：8集落協定）

区 分	協定数	割合(%)
話し合い活動の充実	8	100
市町村・JA等との連携強化	1	12.5
活動内容の再検討（達成目標）	5	62.5

イ A要件

A要件は、平成26年度までに2つ以上の活動項目で目標水準を達成すること（通知基準）とされており、県内150協定（13.1%）で実施されている。

【集落の評価】

①平成24年度までの実施状況

336の取組について評価したところ、68.5%の取組で目標の5割以上を達成していた。なお実施されていない取組については、協定集落が意欲的に通知基準以上の目標設定を行った結果であり、通知基準達成が困難な協定集落はなかった。

要件	区 分		取組数	割合(%)
協定農用地の拡大	○	目標の5割以上を達成している	64	85.3
	△	目標の5割を達成していない	11	14.7
	×	実施されていない	0	0
機械・農作業の共同化	○	目標の5割以上を達成している	42	84.0
	△	目標の5割を達成していない	8	16.0
	×	実施されていない	0	0
高付加価値農業の実践	○	目標の5割以上を達成している	18	64.3
	△	目標の5割を達成していない	10	35.7
	×	実施されていない	0	0
地場産農産物等の加工・販売	○	目標の5割以上を達成している	5	83.3
	△	目標の5割を達成していない	1	16.7
	×	実施されていない	0	0
農業生産条件の強化	○	目標の5割以上を達成している	14	50.0
	△	目標の5割を達成していない	13	46.4
	×	実施されていない	1	3.6
新規就農者の確保	○	目標の5割以上を達成している	33	58.9
	△	目標の5割を達成していない	23	41.1
	×	実施されていない	0	0
認定農業者の育成	○	目標の5割以上を達成している	36	59.0
	△	目標の5割を達成していない	23	37.7
	×	実施されていない	2	3.3
多様な担い手の確保	○	目標の5割以上を達成している	8	88.9
	△	目標の5割を達成していない	1	11.1
	×	実施されていない	0	0
担い手への農地集積	○	目標の5割以上を達成している	4	50.0
	△	目標の5割を達成していない	4	50.0
	×	実施されていない	0	0
担い手への農作業の委託	○	目標の5割以上を達成している	6	40.0
	△	目標の5割を達成していない	9	60.0
	×	実施されていない	0	0
合計	○	目標の5割以上を達成している	230	68.5
	△	目標の5割を達成していない	103	30.7
	×	実施されていない	3	0.8

②平成26年度までの実施見込み

90.5%の取組で目標が達成される見込みであり、9.5%の取組で目標達成に課題がある。

要件	区 分	取組数	割合(%)
協定農用地の拡大	○ 目標の達成が見込まれる	71	94.7
	△ 目標の達成に課題がある	4	5.3
	× 目標の達成が困難である	0	0
機械・農作業の共同化	○ 目標の達成が見込まれる	50	100
	△ 目標の達成に課題がある	0	0
	× 目標の達成が困難である	0	0
高付加価値農業の実践	○ 目標の達成が見込まれる	25	89.3
	△ 目標の達成に課題がある	3	10.7
	× 目標の達成が困難である	0	0
地場産農産物等の加工・販売	○ 目標の達成が見込まれる	4	66.7
	△ 目標の達成に課題がある	2	33.3
	× 目標の達成が困難である	0	0
農業生産条件の強化	○ 目標の達成が見込まれる	27	96.4
	△ 目標の達成に課題がある	1	3.6
	× 目標の達成が困難である	0	0
新規就農者の確保	○ 目標の達成が見込まれる	48	85.7
	△ 目標の達成に課題がある	8	14.3
	× 目標の達成が困難である	0	0
認定農業者の育成	○ 目標の達成が見込まれる	54	88.5
	△ 目標の達成に課題がある	5	8.2
	× 目標の達成が困難である	2	3.3
多様な担い手の確保	○ 目標の達成が見込まれる	8	88.9
	△ 目標の達成に課題がある	1	11.1
	× 目標の達成が困難である	0	0
担い手への農地集積	○ 目標の達成が見込まれる	7	87.5
	△ 目標の達成に課題がある	1	12.5
	× 目標の達成が困難である	0	0
担い手への農作業の委託	○ 目標の達成が見込まれる	10	66.7
	△ 目標の達成に課題がある	5	33.3
	× 目標の達成が困難である	0	0
合計	○ 目標の達成が見込まれる	304	90.5
	△ 目標の達成に課題がある	30	9.0
	× 目標の達成が困難である	2	0.5

【市町村の評価】

88. 7%の協定集落で目標の達成が見込まれており、そのうち4.0%では目標以上の達成が見込まれる。また10.0%の協定集落については、市町村からの指導・助言により目標達成が見込まれる。

なお目標達成が困難と見込まれる協定集落については、積極的に複数要件を選択している協定集落であり、C要件で目標達成の見込みである。

区 分		協定数	割合(%)
◎	目標以上かつ通知基準を大幅に超える達成が見込まれる【優良】	6	4.0
○	通知基準以上の目標達成が見込まれる【適当】	127	84.7
△	市町村の指導・助言により通知基準以上の目標達成が見込まれる【要指導・助言】	15	10.0
×	通知基準以上の目標達成が困難と見込まれる【返還】	2	1.3

【指導・助言の内訳（複数回答）】

（対象：15集落協定）

区 分	協定数	割合(%)
話し合い活動の充実	7	46.7
市町村・JA等との連携強化	12	80.0
活動内容の再検討（活動項目、達成目標）	7	46.7
共同取組活動の充実	8	53.3

ウ B要件

B要件は、平成26年度までに1つ以上の活動項目について目標水準を達成すること（通知基準）とされており、県内4協定（0.3%）で実施されている。

【集落の評価】

①平成24年度までの実施状況

全ての取組で目標の5割以上を達成していた。

要件	区 分	取組数	割合(%)
営農組織育成	○ 目標の5割以上を達成している	2	100
	△ 目標の5割を達成していない	0	0
	× 実施されていない	0	0
担い手集積化	○ 目標の5割以上を達成している	2	100
	△ 目標の5割を達成していない	0	0
	× 実施されていない	0	0
合 計	○ 目標の5割以上を達成している	4	100
	△ 目標の5割を達成していない	0	0
	× 実施されていない	0	0

②平成26年度までの実施見込み

全ての取組で目標が達成される見込みである

要件	区 分	取組数	割合(%)
営農組織育成	○ 目標の達成が見込まれる	2	100
	△ 目標の達成に課題がある	0	0
	× 目標の達成が困難	0	0
担い手集積化	○ 目標の達成が見込まれる	2	100
	△ 目標の達成に課題がある	0	0
	× 目標の達成が困難である	0	0
合 計	○ 目標の達成が見込まれる	4	100
	△ 目標の達成に課題がある	0	0
	× 目標の達成が困難である	0	0

【市町村の評価】

全ての協定集落で目標の達成が見込まれる。

	区 分	協定数	割合(%)
◎	目標以上かつ通知基準を大幅に超える達成が見込まれる【優良】	0	0
○	通知基準以上の目標達成が見込まれる【適当】	4	100
△	市町村の指導・助言により通知基準以上の目標達成が見込まれる【要指導・助言】	0	0
×	通知基準以上の目標達成が困難と見込まれる【返還】	0	0

工 C要件

C要件は、集団的かつ持続可能な体制整備を図り集落協定に位置付けること（通知基準）とされており、県内481協定（42.1%）で実施されている。

【集落の評価】

①平成24年度までの実施状況

95.6%の協定集落で体制整備が図られており、体制整備が図られていない協定集落はなかった。

区 分		協定数	割合(%)
○	体制整備が図られている	460	95.6
△	体制整備に課題がある	21	4.4
×	体制整備が図られていない	0	0

②平成26年度までの実施見込み

97.1%の協定集落で今後も着実な支援が見込まれており、平成24年度までの実施状況と比較すると1.5ポイント増加している。

区 分		協定数	割合(%)
○	着実な支援が見込まれる	467	97.1
△	支援に課題がある	14	2.9
×	支援される見込みがない	0	0

【市町村の評価】

全ての協定集落において今後も着実な支援が見込まれる。

区 分		協定数	割合(%)
○	着実な支援が見込まれる【適当】	481	100
△	支援に課題がある【要指導・助言】	0	0
×	支援が行われなかった【返還】	0	0

(6)加算措置の進捗状況

加算措置については、県内15集落で実施されており、下記取組を行う協定集落に対し交付額に加算措置を講じる。

規模拡大加算	認定農業者及び集落協定内の新規就農者が平成22年度以降、新たに利用権の設定等を行った対象農用地について加算
土地利用調整加算	協定農用地において、認定農業者等と集落協定に参加する農業者との間において、平成26年度までに利用権の設定等を行った対象農用地について加算
小規模・高齢化集落支援加算	平成26年度までに小規模・高齢化集落内の対象農用地を含めて協定を締結した場合について当該対象農用地面積に応じて加算 ※当該加算は進捗状況を評価する類のものではないため評価対象外
法人設立加算	平成26年度までに新たに農業生産法人又は特定農業法人が設立される場合に加算

【集落の評価】

①平成24年度までの実施状況

集落協定に定められた延べ15集落について評価したところ、66.7%の協定集落で、確実に実施又は平成26年度までに達成すべき目標の5割以上を達成していた。

要件	区 分		協定数	割合(%)
規模拡大加算	○	確実に実施されている	9	64.3
	△	着実な実施に課題がある	5	35.7
	×	実施されていない	0	0
土地利用調整加算	○	目標の5割以上を達成している	1	100
	△	目標の5割を達成していない	0	0
	×	実施されていない	0	0
合 計	○	確実に実施又は目標の5割以上を達成している	10	66.7
	△	遅れが見られるが着実に実施又は目標の5割を達成していない	5	33.3
	×	実施されていない	0	0

②平成26年度までの実施見込み

93.3%の協定集落で着実な実施又は目標が達成される見込みである。

要件	区 分		協定数	割合(%)
規模拡大加算	○	着実な実施が見込まれる	13	92.9
	△	着実な実施に課題が見込まれる	1	7.1
	×	利用権の設定等の解除が見込まれる	0	0
土地利用調整加算	○	目標以上の達成が見込まれる	1	100
	△	目標の達成に課題がある	0	0
	×	目標の達成が困難	0	0
合 計	○	着実な実施又は目標以上の達成が見込まれる	14	93.3
	△	目標の達成に課題がある	1	6.7
	×	目標の達成が困難	0	0

【市町村の評価】

全ての協定集落で着実な実施又は目標以上の達成が見込まれる。

要件	区 分		協定数	割合(%)
規模拡大 加算	○	着実な実施が見込まれる	14	100
	△	着実な実施に課題がある	0	0
	×	利用権の設定等の解除が見込まれる	0	0
土地 利用 調整 加算	○	通知基準以上の目標達成が見込まれる	1	100
	△	市町村の指導・助言により通知基準以上の目標達成が見込まれる【要指導・助言】	0	0
	×	通知基準以上の目標達成が困難と見込まれる	0	0
合 計	○	着実な実施又は通知基準以上の目標達成が見込まれる	15	100
	△	着実な実施に課題又は市町村の助言指導により通知基準以上の目標達成が見込まれる	0	0
	×	利用権の設定等の解除又は通知基準以上の目標達成が困難と見込まれる	0	0

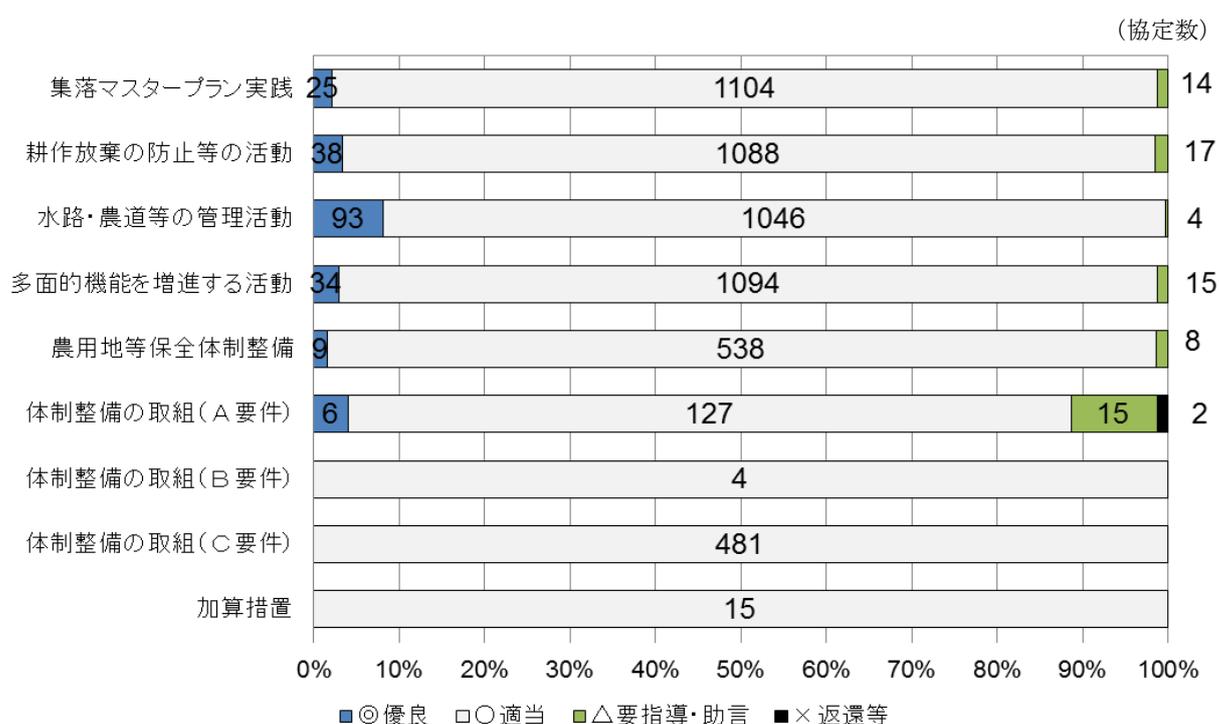
(7)総合評価

98.6%の取組で目標の達成が見込まれる。また1.3%の取組については、市町村からの指導・助言により目標が達成される見込みである。

なお、A要件の目標達成が困難と見込まれる取組が2つあるが、これは、協定集落が意欲的に複数の取組を選択したためであり、当該集落については、C要件にて目標達成の見込みである。

取り組むべき事項	主な内容		(協定数)				合計
			◎ 優良	○ 適当	△ 要指導 助言	× 返還等	
集落マスタープランの実践	3(1)	5年間の具体的活動計画の実践	25	1104	14	0	1143
農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況	3(2)	耕作放棄の防止等の活動	38	1088	17	0	1143
	3(3)	水路・農道等の管理活動	93	1046	4	0	1143
	3(4)	多面的機能を増進する活動	34	1094	15	0	1143
農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の進捗状況	3(5)	農用地等保全体制整備	9	538	8	0	555
	3(6)	A要件	6	127	15	2	150
	3(7)	B要件	0	4	0	0	4
加算措置の進捗状況	3(8)	C要件	—	481	0	0	481
	3(9)	規模拡大、土地利用調整、法人設立加算	—	15	0	0	15
合計			205	5497	73	2	5777
割合(%)			3.5	95.1	1.3	0.1	100

※返還等欄の2つの取組については、C要件にて目標達成が見込まれる

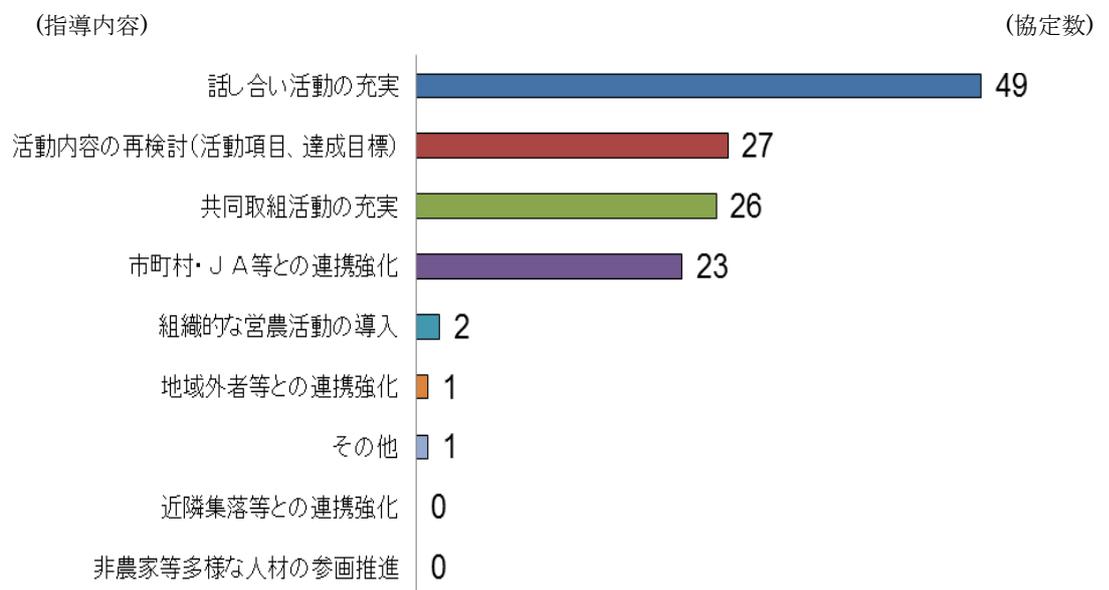


集落段階での評価を受け、市町村が目標達成に向けて必要な指導・助言を行った協定集落は、54集落で全体の4.7%であった。市町村から協定集落に対して話し合い活動の充実や共同取組活動の充実等に関し指導・助言を行うことにより、全ての協定集落の目標が達成される見込みである。また、実施要領上必須とされている取組数以上を選択している協定集落で実施が困難な取組がある場合は、活動項目の再検討を指導・助言している事例も見られた。

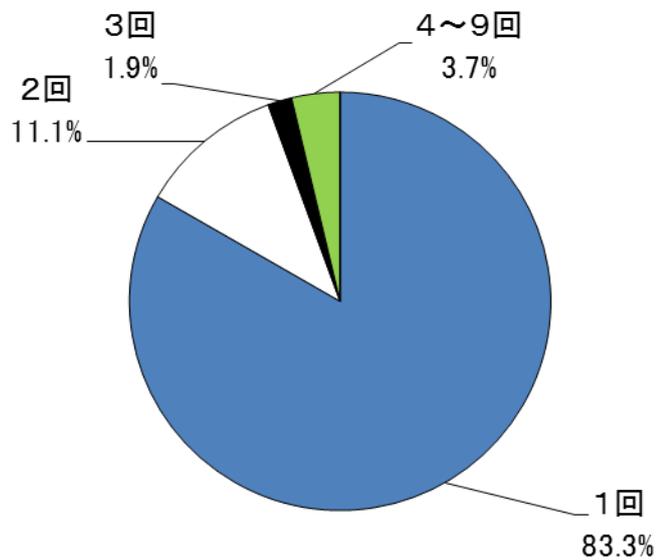
なお、市町村の指導・助言回数は、1～2回が94.4%を占めていた。

【指導・助言の内訳（複数回答）】 (対象：54集落協定)

区 分	協定数	割合(%)
話し合い活動の充実	49	90.7
活動内容の再検討（活動項目、達成目標）	27	50.0
共同取組活動の充実	26	48.1
市町村・JA等との連携強化	23	42.6
組織的な営農活動の導入	2	3.7
地域外者等との連携強化	1	1.9
その他	1	1.9
非農家等多様な人材の参画推進	0	0
近隣集落等との連携強化	0	0

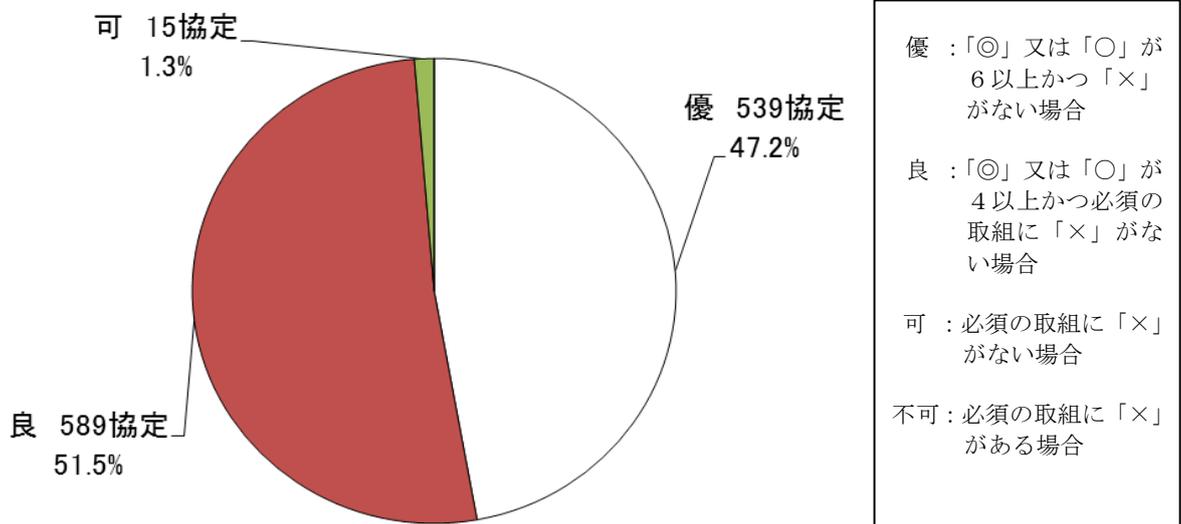


指導・助言を行った回数



協定集落の活動状況を加点法により総合評価した結果は下記のとおりである。

総合評価の内訳



「優」の集落協定は47.2%、「良」の集落協定は51.5%であり、合計すると98.7%を占めていることから、各集落の取組が目標に向かって順調に実施されていると認められる。なお不可の判定の集落はなかった。

2 個別協定に係る評価

平成24年度現在で個別協定を締結している16協定について活動項目別に評価を行った。

活動項目	区分	実施時期
利用権の設定等又は基幹的農作業の受委託	必須	毎年実施
農業生産活動等として取り組むべき事項 ・耕作放棄の防止等の活動 ・水路・農道等の管理活動 ・多面的機能を増進する活動	選択	毎年実施
利用権の設定等として取り組むべき事項	選択	平成26年度までに実施
加算措置 ・規模拡大加算 ・土地利用調整加算 ・小規模・高齢化集落支援加算 ・法人設立加算	選択	毎年実施 平成26年度までに実施

注：本県では、個別協定で加算措置を選択している協定はない。

(1) 利用権の設定等又は基幹的農作業の受委託の状況

平成24年度までは、確実に実施されている。また今後の実施見込についても、着実な実施が見込まれる。

(対象：16個別協定)

区分	H24までの実施状況 (取組数)	H26までの実施見込 (取組数)	市町村評価
○	16	16	16
△	0	0	0
×	0	0	0

(2) 耕作放棄の防止等の活動の実施状況

平成24年度までは、確実に実施されている。また今後の実施見込についても、着実な実施が見込まれる。

(対象：12個別協定)

区分	H24までの実施状況 (取組数)	H26までの実施見込 (取組数)	市町村評価
○	13	13	12
△	0	0	0
×	0	0	0

(3)水路・農道等の管理活動の実施状況

平成24年度までは、確実に実施されている。また今後の実施見込についても、着実な実施が見込まれる。

(対象：8個別協定)

区分	H24までの実施状況 (取組数)	H26までの実施見込 (取組数)	市町村評価
○	14	14	8
△	0	0	0
×	0	0	0

(4)多面的機能を増進する活動の実施状況

平成24年度までは、確実に実施されている。また今後の実施見込についても、着実な実施が見込まれる。

(対象：7個別協定)

区分	H24までの実施状況 (取組数)	H26までの実施見込 (取組数)	市町村評価
○	8	8	7
△	0	0	0
×	0	0	0

(5)利用権の設定等として取り組むべき事項の進捗状況

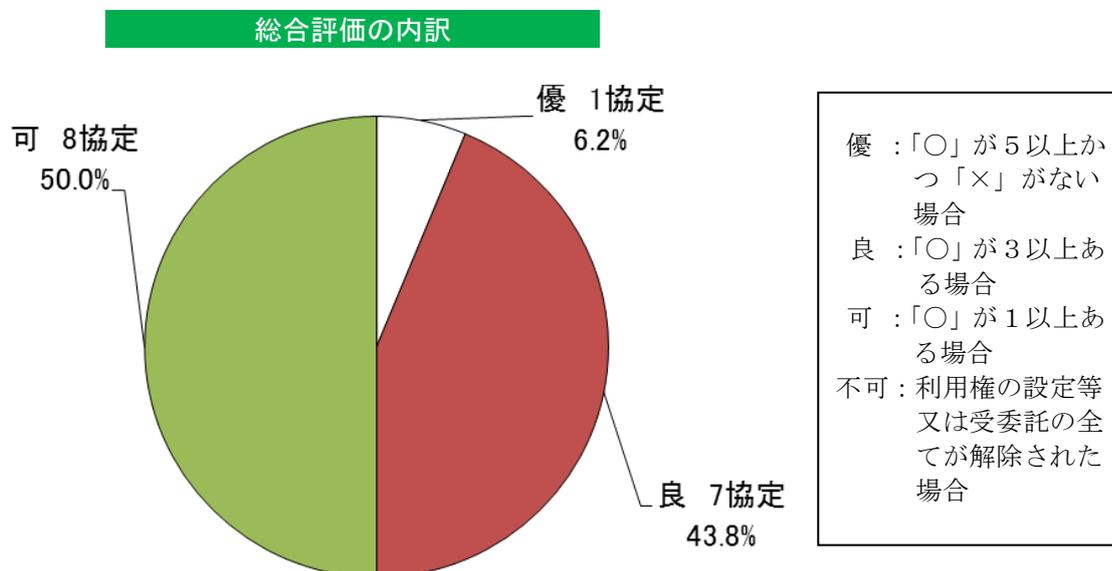
平成24年度までの実施状況は、通知基準の5割以上を達成している。また今後の実施見込についても、通知基準以上の目標達成が見込まれる。

(対象：1個別協定)

区分	H24までの実施状況 (取組数)	H26までの実施見込 (取組数)	市町村評価
○	1	1	1
△	0	0	0
×	0	0	0

(6) 総合評価

個別協定の活動状況を加点法により総合評価した結果は下記のとおりである。

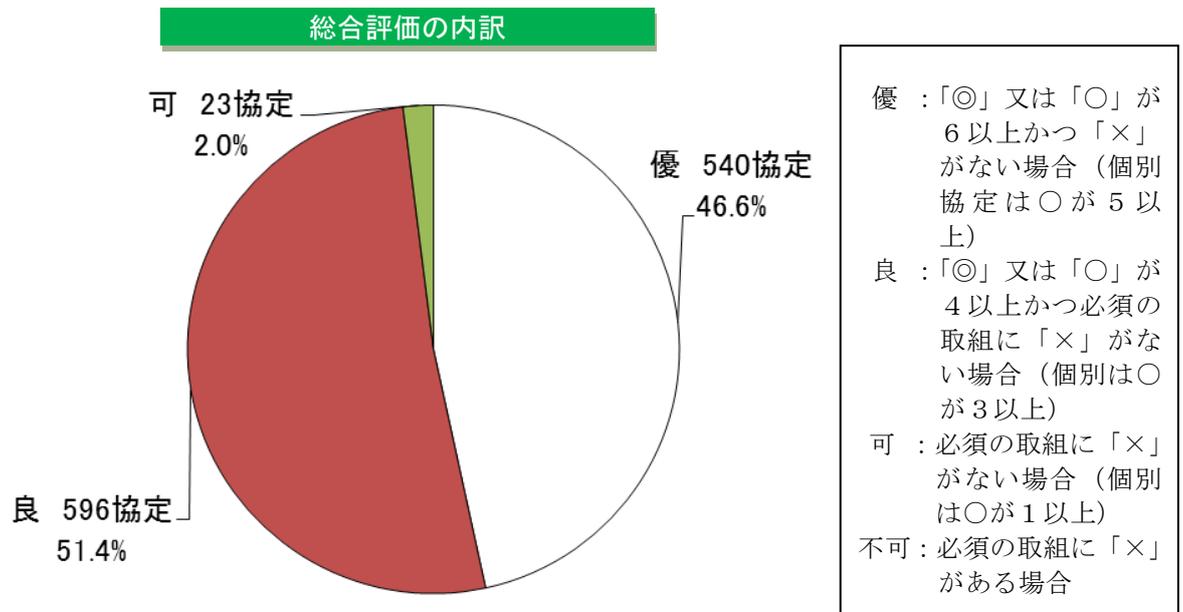


「優」と「良」の個別協定が50.0%、残りは「可」という結果であるが、これは個別協定の必須項目が1項目のみであるためである。

不可の協定はなく、個別協定についても順調に取組が実施されていると認められる。

3 総括

上記1, 2の交付金交付の評価の結果を踏まえると、集落協定、個別協定ともに交付金の停止及び返還が必要な協定はなく、総合評価でも「優」と判定された協定が46%を超えるなど、事業が適切かつ着実に進められている。



IV 事業の評価

協定集落、市町村に行った中間年評価の結果を踏まえ、本事業の目的である耕作放棄の発生防止、地域・集落の活性化、多面的機能の維持等について、その成果と課題を検証する。

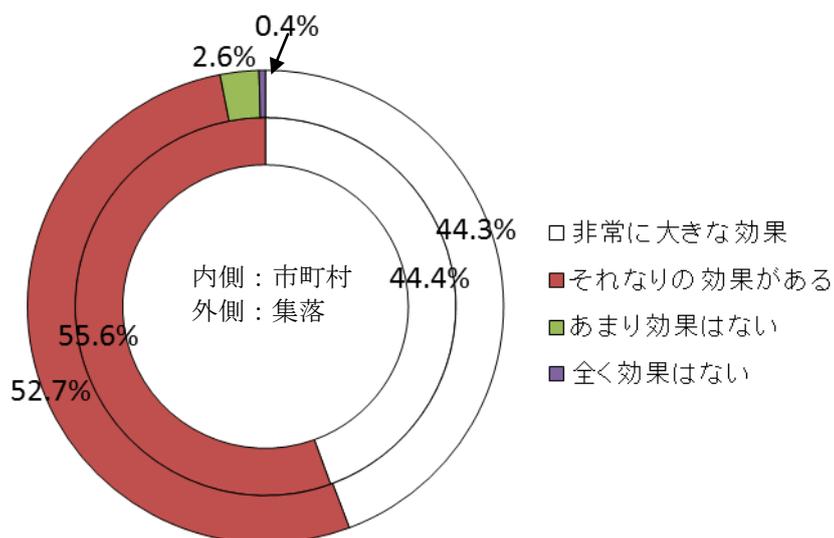
1 耕作放棄の発生防止

本事業は、農業生産活動の継続のほか、農用地の法面や水路・農道等の管理、鳥獣害対策、周辺林地の除草刈などの共同作業等の取組を通じて耕作放棄の発生防止を目的としている。

【耕作放棄の発生防止効果】

アンケート調査によると、本事業が耕作放棄地の増加を防止する効果があると考える割合は、集落協定・市町村ともに97%を超えており、一定の評価を得ている。

区 分	集落協定数	割合 (%)	市町村数	割合 (%)
非常に大きな効果がある	506	44.3	32	44.4
それなりの効果がある	602	52.7	40	55.6
あまり効果はない	30	2.6	0	0
全く効果はない	5	0.4	0	0
合 計	1,143	100	72	100

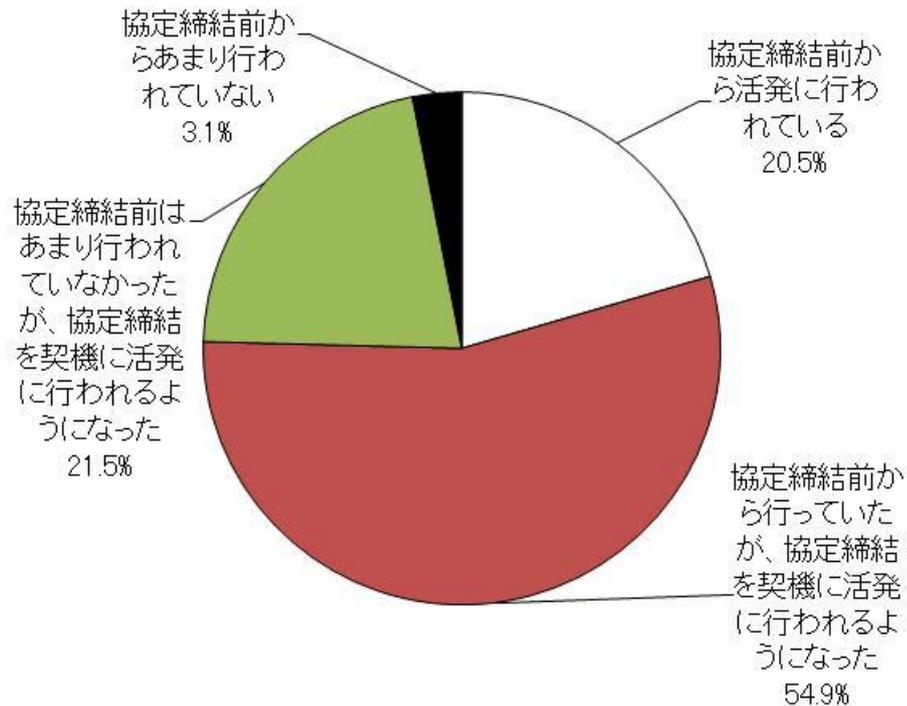


【共同作業の状況】

また農地の法面や水路・農道等の管理に係る共同作業については、協定締結を契機とし活発に行われるようになったとの回答が76.4%を占め、協定締結前から活発に行われているところを合わせると、96.9%が共同作業を活発に行っているとの結果であった。

さらに協定締結前と比較し当該作業に係る話し合い回数が増えたとの回答も80%を超える結果であった。

区 分	集落協定数	割合 (%)
協定締結前から活発に行われている	234	20.5
協定締結前から行っていたが、協定締結を契機に活発に行われるようになった	628	54.9
協定締結前はあまり行われていなかったが、協定締結を契機に活発に行われるようになった	246	21.5
協定締結前からあまり行われていない	35	3.1
合 計	1,143	100

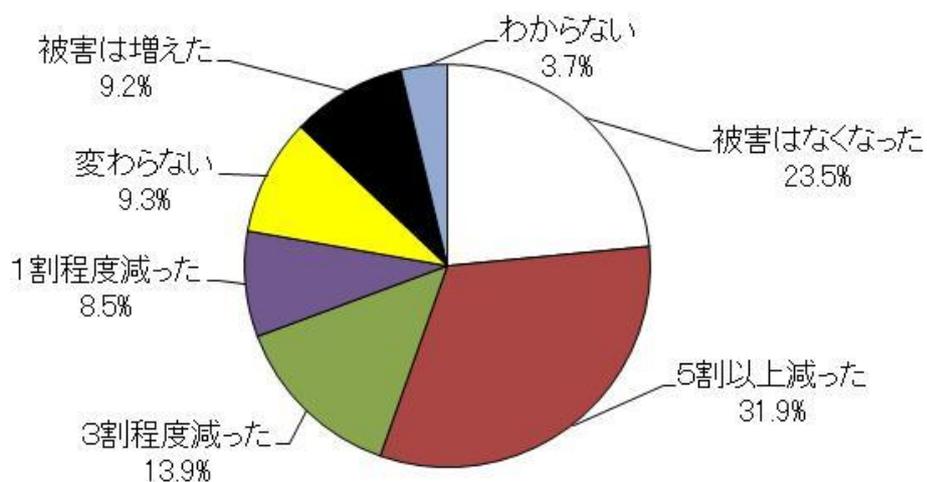


【鳥獣害対策の状況】

次に耕作放棄発生の要因の一つでもある鳥獣害対策については、協定締結後、被害が減ったとの回答が77.8%、さらに当該対策で守られている実施面積は、平均6828.8haとの結果であり、協定締結を契機として一定の取組効果があったものとする。

【協定締結後の被害状況】

区 分	集落協定数	割合 (%)
被害はなくなった	133	23.5
5割以上減った	181	31.9
3割程度減った	79	13.9
1割程度減った	48	8.5
変わらない	53	9.3
被害は増えた	52	9.2
わからない	21	3.7
合 計	567	100



【対策の種類】

区 分	集落協定数	割合 (%)
防護柵（電気柵を含む）	501	88.4
ネット	205	36.2
爆音機	58	10.2
ワナ・捕獲檻	165	29.1
バッファゾーン（緩衝帯）の設置	26	4.6
家畜の放牧	18	3.2
下草刈りの徹底	241	42.5
その他	19	3.4

【母数：567 協定】

【まとめ】

上記結果を踏まえると本事業は、耕作放棄地の発生防止に一定の成果をあげているものと考えられる。

一方、協定集落、市町村からは、高齢化から今後の活動継続が困難であるとの意見が多数寄せられた。

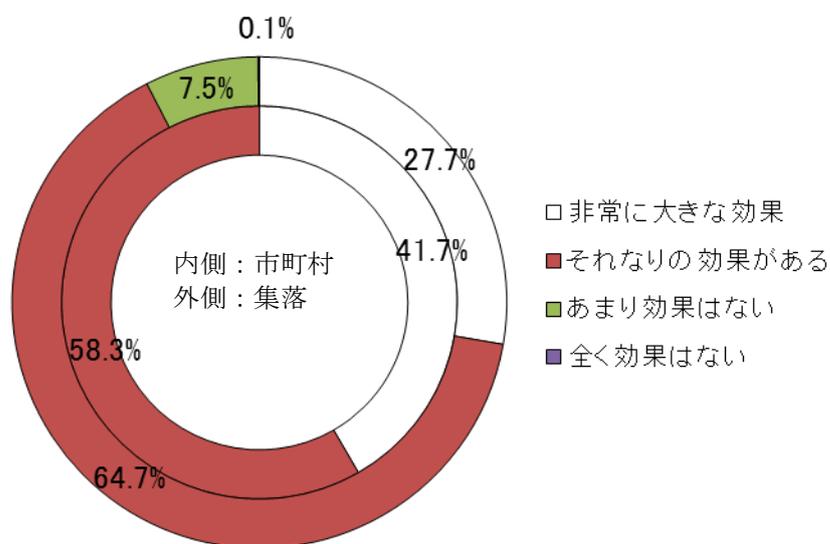
2 地域・集落の活性化

次に本事業の地域・集落の活性化に対する成果と課題を検証する。

【地域・集落の活性化効果】

アンケート調査によると、本事業が集落や地域の活動の維持・活性化を促す効果があると考える割合は、集落協定・市町村ともに92%を超えている。

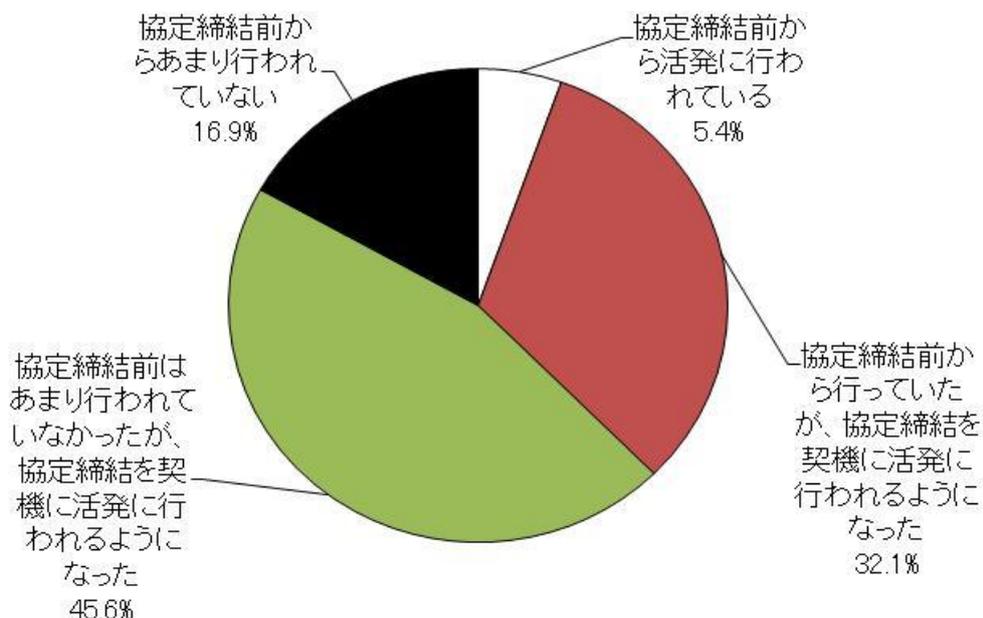
区分	集落協定数	割合 (%)	市町村数	割合 (%)
非常に大きな効果がある	317	27.7	30	41.7
それなりの効果がある	740	64.7	42	58.3
あまり効果はない	85	7.5	0	0
全く効果はない	1	0.1	0	0
合計	1,143	100	72	100



【集落の話し合い状況】

集落の活性化や将来に向けた話し合いの状況については、協定締結を契機に活発に行われるようになったという回答が45.6%であり、協定締結前から活発に行われている協定を合わせると、83.1%の協定集落において活発な話し合いが行われている。さらに集落の話し合い回数についても、協定締結後、約80%の協定集落において増えたとの結果であった。

区 分	集落協定数	割合 (%)
協定締結前から活発に行われている	62	5.4
協定締結前から行っていたが、協定締結を契機に活発に行われるようになった	367	32.1
協定締結前はあまり行われていなかったが、協定締結を契機に活発に行われるようになった	521	45.6
協定締結前からあまり行われていない	193	16.9
合 計	1,143	100

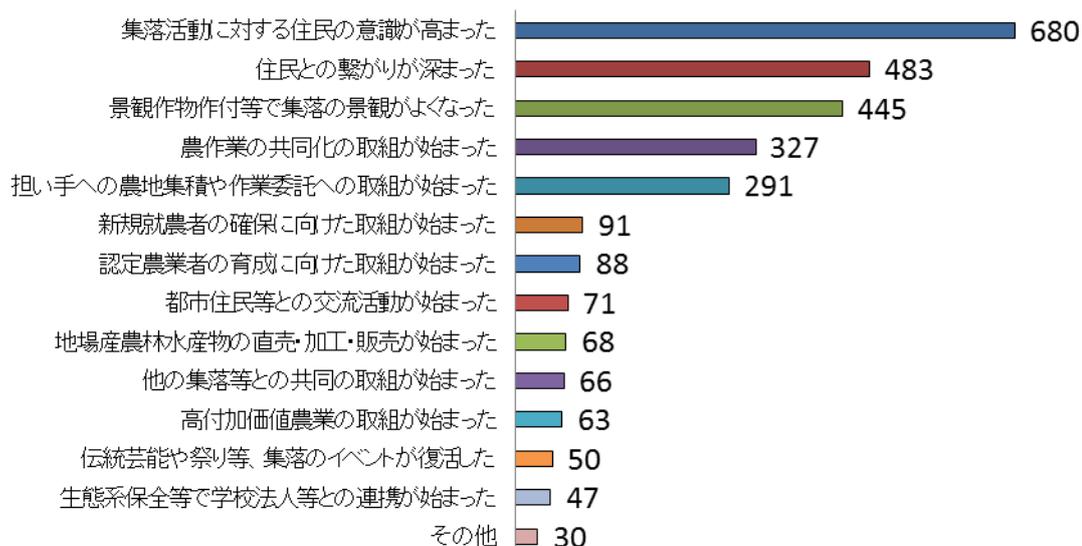


【話し合いによる変化】

話し合いがきっかけとなり協定締結前と現在で何が変わったと感じるかについては、「集落活動に対する住民の意識が高まった」（59.5%）、「住民との繋がりが深まった」（42.3%）、「景観作物の作付等により集落の景観がよくなった」（38.9%）等が上位を占めた。また、その他にも下記のような多様な取組へ発展している。

区 分	集落協定数	割合 (%)
集落活動に対する住民の意識が高まった	680	59.5
住民との繋がりが深まった	483	42.3
景観作物の作付等により集落の景観がよくなった	445	38.9
農作業の共同化の取組が始まった	327	28.6
担い手への農地集積や作業委託への取組が始まった	291	25.5
新規就農者の確保に向けた取組が始まった	91	8.0
認定農業者の育成に向けた取組が始まった	88	7.7
都市住民等との交流活動が始まった	71	6.2
地場産農林水産物の直売・加工・販売が始まった	68	5.9
他の集落等との共同の取組が始まった	66	5.8
高付加価値農業の取組が始まった	63	5.5
伝統芸能や祭り等、集落のイベントが復活した	50	4.4
自然生態系の保全等学校等教育機関との連携、NPO法人等と連携した活動が始まった	47	4.1
その他	30	2.6

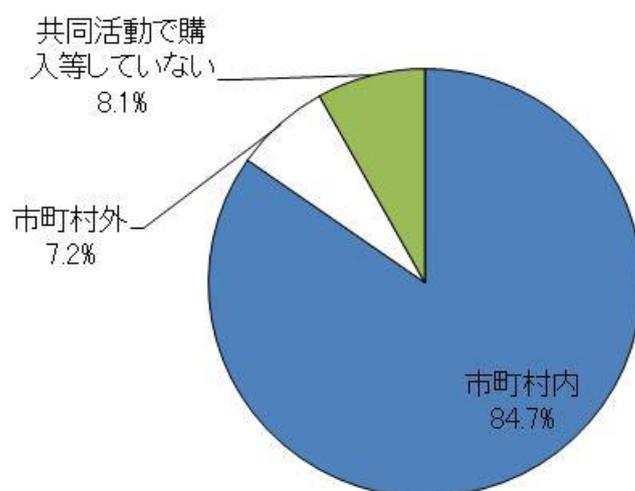
(協定数)



【共同活動に係る機械・資材の購入先】

共同取組活動に係る共同機械や資材購入等について当該市町村内で購入した協定は80%を超えており、各地域の活性化に本事業の効果が及んでいるものと考えらる。

区分	集落協定数	割合 (%)
市町村内	968	84.7
市町村外	82	7.2
共同活動で購入等していない	93	8.1
合計	1,143	100



【まとめ】

上記結果を踏まえると、本事業は、地域・集落の活性化に一定の成果をあげているものと考えられる。

一方、協定締結前からあまり話し合いが行われていないという集落は、前回評価時（平成19年度）13.5%であったが、今回も依然として約17%を占めており、集落協定間の取組格差が懸念される。

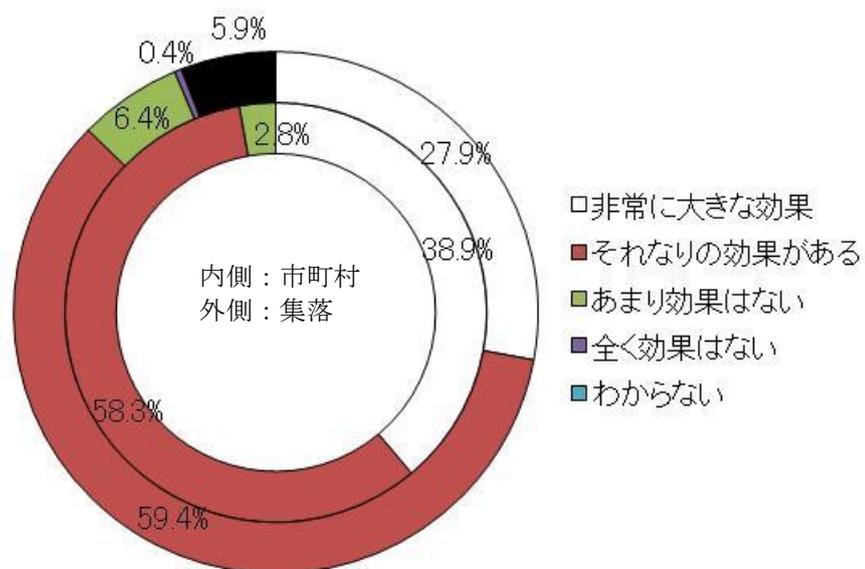
3 多面的機能の維持

次に、農村の有する国土保全や保健休養機能等の多面的機能に対する本事業の成果と課題を検証する。

【多面的機能の維持効果】

本事業が多面的機能の増進、維持保全に効果があると考える割合は、集落協定で87.3%、市町村で97.2%と約90%近くであった。

区 分	集落協定数	割合 (%)	市町村数	割合 (%)
非常に大きな効果がある	319	27.9	28	38.9
それなりの効果がある	679	59.4	42	58.3
あまり効果はない	73	6.4	2	2.8
全く効果はない	5	0.4	0	0
わからない	67	5.9	—	—
合 計	1,143	100	72	100



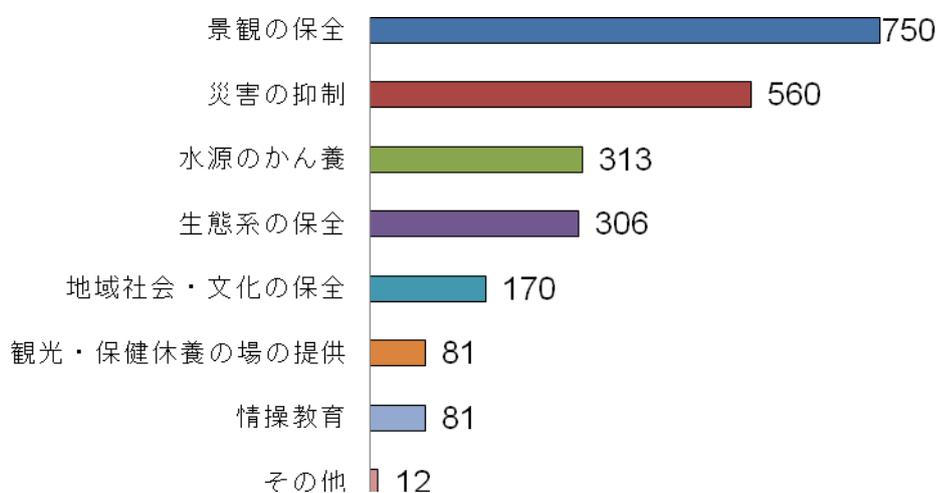
【多面的機能の増進等の効果】

また、協定集落が考える多面的機能の増進等の具体的な効果としては、「景観の保全」(75.2%)、「災害の抑制」(56.1%)、「水源のかん養」(31.4%)、「生態系の保全」(30.7%)が、主な回答であった。なお市町村においてもおおむね同様の回答傾向であった。

区分	集落協定数	割合 (%)	市町村数	割合 (%)
景観の保全	750	75.2	65	92.9
災害の抑制	560	56.1	33	47.1
水源のかん養	313	31.4	29	41.4
生態系の保全	306	30.7	31	44.3
地域社会・文化の保全	170	17.0	21	30.0
観光・保健休養の場の提供	81	8.1	12	17.1
情操教育	81	8.1	5	7.1
その他	12	1.2	1	1.4

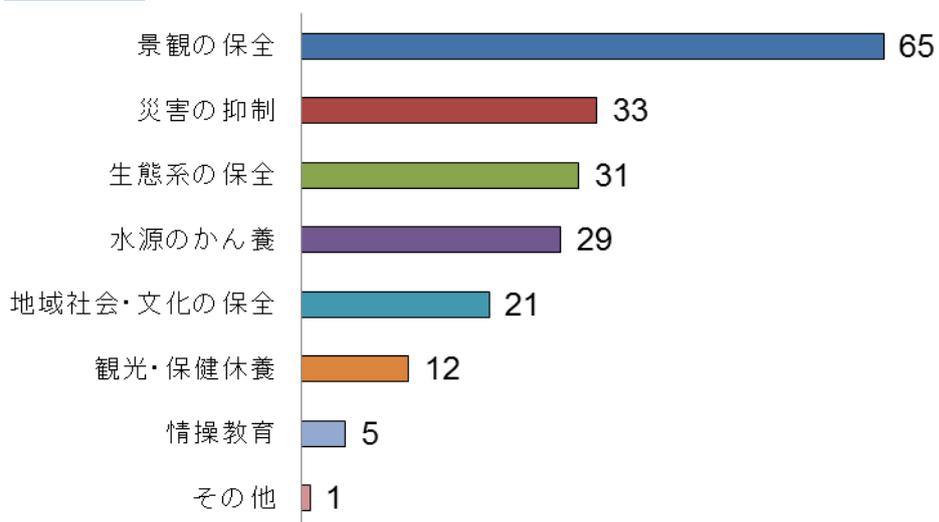
集落協定

(集落協定数)



市町村

(市町村数)

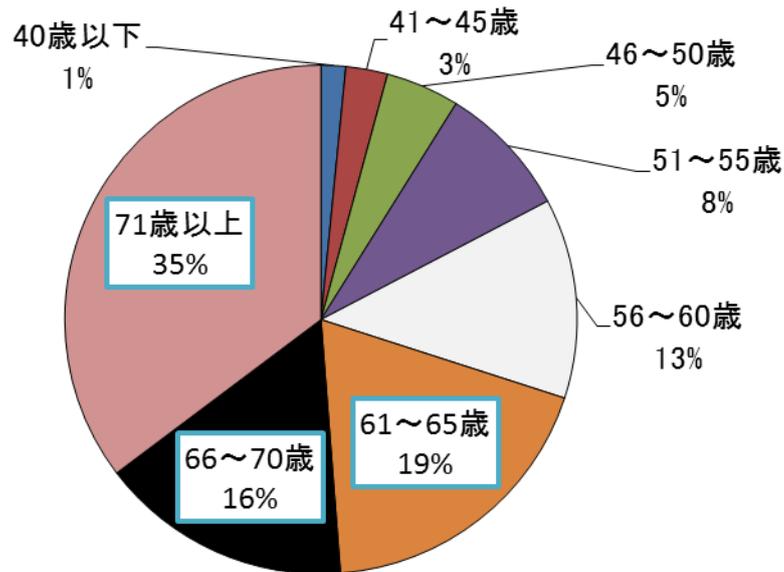


4 その他(年齢構成の状況)

最後に、高齢化から活動継続が困難との意見が多数寄せられたことを踏まえ、年齢構成の状況について検証を行なう。

【集落協定参加者の年齢構成】

協定参加者の年齢構成については、61歳以上の参加者割合が7割を占める結果であった。



【役員の方の平均年齢】

また、第2期対策のときの協定役員の方の現在の平均年齢については、前回評価時（平成19年度）と比較すると、60歳以下の割合が減少し、61歳以上の割合が増加に転じるという顕著な結果となった。

今回			前回	
①40歳以下	0	0.0%	1	0.1%
②41~45歳	1	0.1%	7	0.6%
③46~50歳	13	1.3%	42	3.3%
④51~55歳	61	5.5%	140	11.1%
⑤56~60歳	180	16.3%	302	24.1%
⑥61~65歳	366	33.2%	396	31.5%
⑦66~70歳	310	28.2%	266	21.2%
⑧71歳以上	170	15.4%	102	8.1%
合計	1,101	100.0%	1,256	100.0%

増加へ

(1) 本事業の成果

【耕作放棄の発生防止について】

協定締結を機に、耕作放棄地の発生防止に対する農業者の意識の向上、住民相互の連携の緊密化が図られ、各協定集落において農業生産活動、水路・農道の維持管理や鳥獣害対策などの多様な共同取組活動が継続的に行われていることから、本事業は耕作放棄地の発生防止に一定の効果をあげているものと考えられる。

【地域・集落の活性化について】

協定締結を機に、集落の活性化や将来に向けた話し合いが活発化している。この話し合いをきっかけとして、新規就農者の確保、都市農村交流、6次産業化、祭りの復活などの新たな取組も始まっていることなどを踏まえると、本事業への取り組みの効果は、農業生産活動の継続のみならず、幅広い分野に波及しており、地域・集落の活性化に一定の効果をあげているものと考えられる。

【多面的機能の維持について】

農業生産活動や景観作物の作付、周辺林地の管理などの取組が着実に実施されていることを踏まえると、本事業は、協定集落の有する多面的機能の維持に一定の効果をあげているものと考えられる。

(2) 本事業の課題

【高齢化について】

協定参加者のうち61歳以上の者は、7割を占めており、また役員の平均年齢についても61歳以上の割合が7割以上を占める結果であった。このことから、協定集落における活動継続が困難になることが懸念され、今後、担い手の確保や役員の世代交代をどのように行っていくかが大きな課題となる。

また、協定集落及び市町村からの事業への要望においても、事務手続きの軽減や事業内容の簡素化等、協定集落の高齢化に配慮した制度設計への変更を要望するものが多く見受けられた。

【取組格差について】

協定集落の活性化や将来に向けた話し合い状況を見ると、活発に話し合いが行われている協定集落がある一方で、低調な集落も約17%近く見受けられることから、協定集落間の取組格差が懸念される。

V 今後の対応

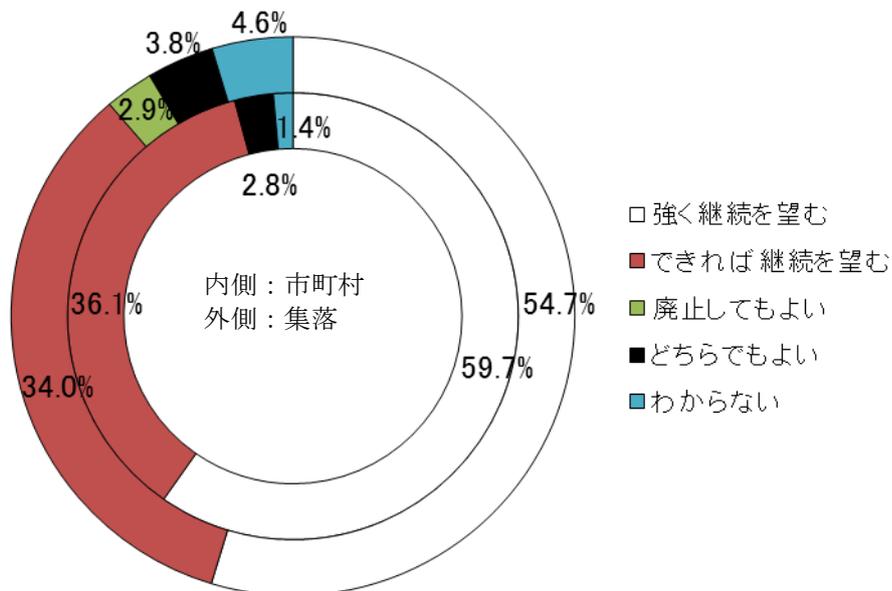
1 本事業の継続要望

今回の中間年評価では、88.7%の協定集落、95.8%の市町村から本事業の継続要望が寄せられており、今後も中山間地域の活性化や多面的機能の維持を図っていく上で、本事業の継続は必要不可欠と考える。

こうしたことから本県としても、第2期長野県食と農業農村振興計画において平成25年度より展開する施策に本事業を位置付けたところであり、今後も引き続き国に対し事業継続要望を行っていく。

なお、「廃止してもよい、どちらでもよい、わからない」を選択した協定集落、市町村については、事業効果等は認めつつも、高齢化を背景に活動が困難となることが見込まれるとの意見が多数を占めており、今後、同様の協定集落、市町村がでてくることが懸念される。

区 分	集落協定数	割合 (%)	市町村数	割合 (%)
強く継続を望む	625	54.7	43	59.7
できれば継続を望む	389	34.0	26	36.1
廃止してもよい	32	2.9	0	0
どちらでもよい	44	3.8	2	2.8
わからない	53	4.6	1	1.4
合 計	1,143	100	72	100



2 課題への対応

(1) 高齢化への対応

協定集落の高齢化への対応は、喫緊の課題である。このことは、今回の中間年評価において多くの協定集落、市町村から指摘があったところである。

ア 事業の周知及び取組への誘導

今回の中間年評価では、農業生産活動等の継続が困難なケースが発生した場合の体制構築を要件とするC要件について、「話し合ったことはない」「内容を知らなかった」と回答している協定集落が見受けられた。C要件は、集落の高齢化を見据えた事前予防策として積極的に有効活用されることが望ましい。

また平成25年度より協定農用地面積の拡大及び協定集落における取組の強化を目的として、「集落連携促進加算」が拡充される予定である。当該加算は、既実施集落と未実施集落が連携して集落協定の規模を拡大するとともに、地域の活性化を担う人材の受入体制の整備を行うことが交付要件とされていることから、制度活用により集落の体制強化が図られることが期待される。

これらの制度について幅広く周知を行っていくことで、協定集落の維持・体制強化を促進していく。

イ 関係機関・施策の連携による担い手の確保

協定参加者の高齢化や役員の高齢化に伴う担い手確保の必要性については、多くの声が寄せられたところである。こうしたことから、今後も引き続き若い世代の確保や集落営農組織の育成などについて、集落、農業団体、行政が連携しながら取り組んでいくこととともに、担い手の育成・確保を目的とした関係施策も含め、集落における取り組みを総合的に支援していく。

ウ 事業の改善要望

本事業の複雑な事務手続きや事業内容の簡素化等については、多くの声が寄せられたことから、高齢化を踏まえたより取り組みやすい事業となるよう国へ要望していく。

(2) 取組活動の活性化

今回の中間年評価では、本事業をきっかけとし、協定集落内の将来に向けた話し合いを持つことで、集落活動への住民意識の高まりや農作業の共同化、都市農村交流へ取り組むなどの独自のステップアップを図っている協定集落が見られた。また一部の協定集落においては、現在都市農村交流に取り組んでいないが、今後取組予定、又は取り組みたいとの新たな芽も生まれつつある。

こうしたことから、上記のような主体性を持った協定集落で、地域の牽引役としてモデル的な事例となりうる取り組みについて、今後、県としても必要な支援を行っていく。

また、このような事例を地域に波及させ、多様な取組につなげていくことで、本県における元気な農業・農村づくりを推進していく。



長寿日本一の恵み

おいしい信州フルーツ(風土)

～プレミアム・オリジナル・ヘリテイジ～

